

幸手小学校における私的端末の使用に関する規程

幸手市立幸手小学校

第 1 条(総則)

この規程は、本校教職員の携帯電話等の私的端末の校内における取扱い及び児童・保護者との連絡について定めるものとする。

第 2 条(校内での取扱い)

教職員の私的端末を職員室以外に持ち出すことを、原則として禁止する。また、校内外における児童・保護者・教職員の姿を携帯電話等の私的端末により撮影することを禁止する。教育活動に必要な撮影は、学校で管理職の許可を得た端末によりおこなう。授業における児童相互の学習用の撮影は、GIGA スクール端末によりおこなう。

運動場における体育の授業や校外活動等で緊急連絡が必要となる可能性のある場合は、事前に管理職に届けて私的端末の使用許可を得ること。

第 3 条(原則、携帯電話からの連絡禁止)

児童及び保護者への連絡は、原則自宅宛とし、自宅電話のない場合は、保護者の緊急連絡先の携帯電話に、学校の固定電話から連絡をする。

また、学校からの連絡メール以外に携帯電話等にメールはしない。

第 4 条(使用の許可)

緊急事態等の発生により迅速な対応が必要で、ほかに連絡手段がない場合、また、不登校児童で、ほかに意思の疎通が困難な場合に限り、第 3 条の規定にかかわらず、児童・生徒に対して個人の携帯電話等を使用する場合は、事前もしくは事後速やかに管理職に届け出て許可を得ること。

第 5 条(使用上の注意)

第4条により個人の携帯電話等を使用する場合は、以下のことを厳守する。

- (1)職務以外では絶対に使用しない。また、取得した携帯電話の番号等は、個人情報として適切に取り扱うこと。
- (2)携帯電話の番号等の保存が必要でなくなった場合は、速やかに削除すること。

第 6 条(私的端末の連絡先について)

- (1)教職員の私的端末の連絡先を児童・保護者等に伝えてはならない。学級の連絡網も原則として作成しない。

附則

- (1)この規程は、令和 7 年 9 月 1 日より施行する。
- (2)この規程を改訂するときは、職員会議を通して全職員の検討を踏まえて改訂する。